

平成 29 年 5 月 22 日

各 位

上場会社名 Mipox 株式会社  
代表者 代表取締役社長 渡邊 淳  
(コード番号 5381)  
問合せ先責任者 取締役執行役員 経営管理本部長 原田 尚知  
(TEL 03-6911-2300)

## 譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 22 日開催 の取締役会において、役員報酬制度の見直しの一環として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を平成 29 年 6 月 28 日開催予定の当社定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたのでお知らせいたします。

## 記

### 1. 本制度の導入目的等

#### (1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度として導入するものです。

本制度は、平成 28 年度税制改正において、法人の役員等による役務提供の対価として一定期間の譲渡制限その他の条件が付されている株式が割り当てられた場合について、役員等における所得税の課税時期、法人における役員等の役務提供に係る費用の損金算入等に関する税制措置が講じられたことを踏まえたものです。

#### (2) 本制度の導入条件

本制度においては、当社が対象取締役 3 名に対して譲渡制限付株式の付与のために金銭報酬債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。なお、平成 17 年 6 月 21 日開催の第 75 期定時株主総会において、当社の「取締役の報酬額は年額 300 百万円以内」としてご承認をいただいております。本株主総会では、かかる報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の交付のための報酬を支給することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

## 2. 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。本制度に基づき対象取締役3名に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額60百万円以内といたします。ただし、当該報酬額は、対象取締役に対して、原則として、3事業年度の初年度に、3事業年度にわたる職務執行の対価に相当する株式数を一括して支給する予定であるため、実質的には1事業年度20百万円以内の支給に相当すると考えております。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。また、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年370,000株以内とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として本制度に基づき割り当てられた当社の普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲にて、取締役会において決定されます。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象取締役は、一定期間、当該譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。

以 上